

令和7年度集落営農連携促進等事業の 制度活用について

令和7年度以降新規に
取り組む集落が対象

目 的

集落営農を核とした連携・合併による広域展開での効率的な生産・販売体制の確立等に向けた取組を支援します。

要 件

＜事業地区要件＞・・地域計画策定済の地区

＜対象となる組織＞・・①～③をすべて満たす組織

①規約・定款のある集落営農組織(任意組織も可)または集落営農組織が主たる構成員となった連携組織(集落間の広域連携等)

②地域計画の目標地図に位置付けられているまたは位置付けが確実

③連携・合併による効率的な生産・販売体制等の確立に向けた取組の実施

※県が集落営農として認める農業生産組織も要望可能ですが、①の集落営農組織に準じた要件が必要となります(詳細は市町にお問い合わせください)

支援内容

年次ごとの取組に対し最長3年間支援予定(上限1,000万円)

支援対象となる取組	補助率
集落ビジョンの策定	定額(必須:補助金の活用は任意)
中核となる若者等の雇用	定額(上限100万円/年)※最長3年
集落営農組織の法人化	定額(25万円)
高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓、その他	定額
共同利用機械の導入	1/2以内

要望調査

令和7年度は2月28日(金)が県への〆切です。要望調査の〆切等の詳細は、所在の市町農政主務課までお問い合わせ下さい。(下記の県のHPにも掲載中)

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/ryutsuu/334459.html>

滋賀県農政水産部みらいの農業振興課地域農業戦略室
大津市京町4-1-1 TEL:077-528-3845

QRコード



採択基準

下記の計算式に基づき「**採択ポイント(A)**」の高い順に国で採択されます(「**集落ビジョン**」のみを要望する場合は、要望額を補助)。

$$(A) = \text{基礎ポイント}(B) \div \text{令和7年度の補助金額(万円)} \times 1000$$

(B) = 将来像が明確化された地域計画策定ポイント + 目標ポイント + 付加ポイント

※目標ポイントは、下記の成果目標の設定状況に応じて加算されます

成果目標

目標年度の成果目標として、下記の1の必須目標、選択目標1および2からそれぞれ1つ以上の選択が必要となります。

★**必須目標** 連携・合併による生産・販売体制等の確立 ※いずれか1つ

(1)連携・合併組織等を設立し、複数の集落営農が広域連携に取り組む
(2)規約等に基づき作業連携または販路連携に取り組む
(3)規約等に基づき機械等の共同利用等の連携に取り組む

●**選択目標1** 継続的な発展のための体制の確立

(1)人材の確保	常時雇用者(専従者)の増加
(2)人材の育成	雇用就農者の人材育成計画の策定
(3)円滑な世代交代	60歳以下の農業機械のオペレーターを増加
(4)農地の集積	農地バンクを通じた利用権設定等の面積の拡大
(5)経営の高度化	法人化、就業規則の策定、複式簿記の導入等

●**選択目標2** 継続的な発展のための収益性の改善

(1)事業の周年化	周年作業体系の確立
(2)高収益作物等の導入・拡大	高収益作物や有機農産物の販売金額の増加
(3)加工品や直売等の導入・拡大	加工品や直売等の販売金額の増加
(4)農作業の省力化	基幹作業の労働時間の削減

(注)表面の支援内容と成果目標の選択目標1または2のいずれかの関連が必要となります。
(すでに達成している項目での設定は不可)

Q&A

- 1 連携する場合において、機械等を集落営農組織単独で購入することは可能か
→可能です。
- 2 作業連携や販路開拓、共同利用にかかる規約にかかる必要な要件とは。
→連携・合併に取り組む両方で、その意思や具体的取組(連携や合併)を確認できることです。
(例:機械の共同利用の場合、機械利用規程など)
- 3 要望調査で採択された場合、翌年度以降の経費も採択されたということでしょうか。
→単年度で採択しますので、補助金を要望する年度毎に要望してください。

※現時点で判明している情報のため、今後国からの回答があり次第、各市町へ共有します。